

仕様書

1. 業務名 在宅用酸素供給装置の借上げ
2. 履行場所 当機構の指定する場所
3. 履行期間 令和2年4月1日～令和4年3月31日
4. 業務内容
本業務は、賃借人 地方独立行政法人 堺市立病院機構（以下「甲」という。）と賃貸人（以下「乙」という。）が締結する、在宅用酸素供給装置の借上げおよび保守点検業務における単価契約の締結に関してその内容を示すものであるが、本仕様書に記載されていない事項であっても、現場の状況に応じて甲が必要と認めたものは、契約単価の範囲内で乙が実施するものとする。
5. 借上げ機器
対象機器、装備及び年間予定数量は次のとおりとする。尚、各機器の付属品、消耗部品等の提供に関しては無償とし、患者に負担させてはならない。数量については状況により増減する可能性がある。

対象機器	仕様	年間予定数量 (台)
酸素濃縮装置 (携帯型濃縮装置も含む)	・ 本体、延長チューブ、カニューラ（又は酸素マスク）により構成されていること。 ・ 酸素濃度（90%以上）を酸素流量 0.25～7ℓ/分（カパゲ値）までの広範囲で処方できること。 ・ Bluetooth リモコンにより離れた場所からも濃縮装置の操作が出来ること。 ・ 機器の不調を音声で知らせる機能を有していること。 ・ 据置型濃縮装置には、運転状況を常時モニタリングする装置を設置し、患者が気付かない時にも対応できる体制を作ること。 また、そのモニタリングを医療機関のパソコン等で閲覧できる自社のシステム体制があること。 ・ 今後リモートモニタリングの追加があった場合に当院に追加の負担が生じないこと。 ・ 5kg 以下の携帯型濃縮装置について、設定流量は連続 0.5～1L、同調 1～4L の設定が可能であること及び、予備バッテリーを提供できること。	1,136

携帯用酸素ポンベ	・酸素ポンベ、流量設定器本体、呼吸同調式デマンドバルブとの接続チューブにより構成されていること。 ・携帯用酸素ポンベはアルミ合金でできた内筒とし、その外側を高強度繊維で多層に巻きつけた構造を持つ、超軽量圧力容器であること。 ・院内の外来に予備のポンベを常備すること。	1,050
呼吸同調式デマンドバルブ (呼吸同調レギュレーター含む)	・本体のみで構成されていること。 ・設定流量は、0.5～7L の設定が可能であること。また、同調・連続モードへの切り替えが可能であること。 ・吸気確認が出来なかった際、警報がなること。 ・電池切れの際、警報がなること。	920

※年間予定数量は平成30年度実績をもとに算出

6. 保守点検

(1) 機器の維持管理

- ・酸素濃縮装置は1年に2回、流量、濃縮の点検及びフィルターの点検を実施すること。酸素ポンベは1年に4回パッキンの交換を行うこと。
- ・点検は機器に精通した専門スタッフが実施すること。

(2) 支援体制

① 24時間対応

- ・自社専任者により、24時間365日、故障、不具合等の対応を行うこと。
- ・コールセンターを2拠点以上設置し、いかなる時も電話がつながる体制を作ること
(コールセンター所在地が震災にあった際など)

② 緊急対応

- ・転居や外出時(旅行など)のトラブルに対して、各営業所から患者を支援できる体制を整備すること。

③ 災害対応

- ・災害時等にも途切れなく患者に対して機器の供給及びサポートを提供できるようにBCP(事業継続計画)を作成していること。
- ・堺市内で被災があった際に当院で通院以外の患者に対しても酸素濃縮装置や酸素ポンベの供給ができるように全国から支援すること。

④ 衛生管理

- ・患者に貸し出す機器類は消毒を行った上で出庫すること。

⑤ スタッフの研修

- ・年に1回以上、スタッフに対して研修を実施すること。研修内容には対象疾患の症状、治療法、機器の専門知識、感染予防、患者対応の内容が含まれていること。

⑥ 個人情報保護

- ・患者の個人情報が漏洩することがないようにすること。

⑦医療関連職種による患者支援

- ・看護師が患者対応に介入するなど、多職種による患者支援を行うこと。

⑧現行事業者から他事業者変更時の対応

- ・今回の事業者選定により、現行の事業者から他事業者へ変更となった際の機器の入替、機器の操作説明等の支援を適切に行うこと。
- ・令和2年3月31日までは、機器の入替え、機器の操作説明等を行い、全ての患者が令和2年4月1日から新事業者の機器を使用できる状態にすること。
- ・事業者変更による、機器の入替、機器の操作説明等にかかる諸費用は全て事業者が負担とすること。（患者数：91名 2020年1月31日時点）

7. その他

この仕様書に定めなき事項については、双方で協議の上、定めるものとする。